

笠松中央公民館のコミュニティセンター移行



令和4年9月

① 笠松中央公民館の概要

1 公民館の目的(社会教育法第20条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

2 笠松中央公民館の現状

令和3年度の年間延べ利用者数は15,124人、各種講座実績は35講座・923人の参加、コロナ前の平成30年度は延べ利用者数は約55,000人で約70%の減少
県「緊急事態措置区域」適用による休館、ワクチン接種会場による利用制限が要因

3 公民館で行っている事業の概要

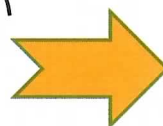
魅力ある生涯学習の推進と地域や家庭の教育力の向上

項目	内容
1 講座・学級	生涯学習講座、ワンデーレッスン、親子教室等の企画・運営
2 地域・家庭	こどもわくわく広場、三世代ふれあい活動、家庭教育シリーズ講座等の運営
3 集会・大会等	美術展・文化フェスタ、町民運動会・各種町民大会 など
4 貸館・施設管理	サークル、グループ、団体等への貸し館業務

②公民館施設利用における課題(住民・地域ニーズへの対応)

地域・住民
ニーズ

- ・公民館でも地域づくりに繋がる物販をしたい
- ・福祉事業にも利用したい
- ・放課後の学習の場として利用したい 等



現在の公民館では、社会教育法の制限があり、内容によっては対応できない

社会の変化に対応した住民の使いやすい施設として、あり方を検討する必要がある

社会教育法(昭和24年制定)から70余年経過、学習ニーズの多様化・高度化に対し、地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、更に利用しやすい施設へ

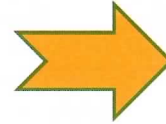
【目指す施設】

より有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設
引き続き生涯学習が推進できる施設

③公民館利用における制限の緩和

地域・住民
ニーズ

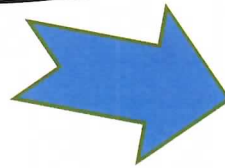
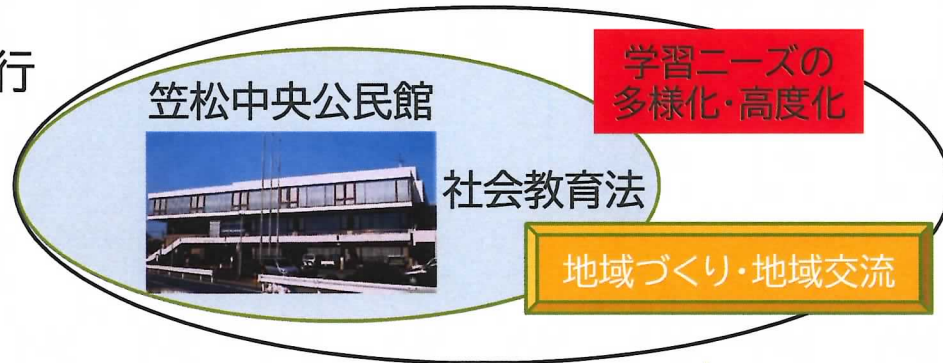
生涯学習を推進しながら、より地域
や住民のニーズに対応するには



公民館利用
の制限緩和

制限緩和のイメージ

現行



緩和後



④制限緩和による活用の拡大



- 【住民活動】……地域づくり、地域交流の活性化に繋がる利用
・サークルオリジナルのアイテムや地域で採れた野菜などの物販
- 【子育て支援】…子育て支援・子育て交流の場として活用
・児童・生徒の自主学習の場の提供、子育て交流フリマやバザー
- 【健康支援】……介護予防に繋がる支援・交流の場などに活用
・介護予防に繋がる各種健康事業
- 【貸し館等】……貸し館による有料イベントなどに活用
・有料イベントや、商工会、事業所の会議 など

- ・公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用
- ・施設を破損し、又は、滅失する恐れがあると認められる利用

他の公共施設と同様に出来ません

※(仮称)コミュニティセンターでは、地域づくりや社会教育の推進を目的にした「条例」を制定します

⑤公民館とコミュニティセンターの比較

	公民館	(仮称)コミュニティセンター
設置主体	羽島郡二町教育委員会 館長及び主事 = 教育文化課長及び職員	町長部局 管理・運営 = 教育文化課職員
設置根拠	笠松町公民館条例 笠松町公民館運営規則	(予定)笠松町コミュニティセンター条例 (//)笠松町コミュニティセンター運営規則
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設(社会教育含む)
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法に則り広く、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与できる講座が受講できる ・身近な所で学習機会が得られる ・地域の課題に沿った学びの企画が実施できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限の緩和 例:地域づくりに繋がる物販を通じた交流が可能 ・地域づくりや子育て支援などの活動による利用の幅が広がる ※左記公民館のメリットも含まれる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に物販ができない ・福祉事業の活動に制約がある ・広く学習の場として利用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和により利用希望が多くなると、既存生涯学習団体(同好会・サークル)の活動に影響が生じる可能性がある 【対応】生涯学習団体の優先利用を規定し、空き部屋の効率的な有効活用を図る

⑥公民館からコミュニティセンター移行で可能となる内容

内 容	公 民 館	コミュニティセンター
サークルオリジナルのアイテムや地域で採れた野菜などの物販	×	○
学習の場として提供(子どもみの利用は不可) ※冷房設備のある部屋での学習利用	×	○
企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議などの利用 (個人事業主も含む)	×	○ 有料による貸館
介護予防・日常生活支援総合事業 などに活用 ※例:ふれあい喫茶(サロン)や認知症カフェ など	×	○
地域の発展に繋がる有料イベントの開催 ※著名人の講演会や有料講座 など	×	○ 有料による貸館

- ※コミュニティセンターへ移行した後も利用できない内容
- × 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用
 - × 施設を破損する恐れがあると認められる利用